

庄内町告示第225号

令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月22日

庄内町長 富 樫 透

令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年8月から9月までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業況が悪化し、又は事業に重大な影響が生じている小規模事業者の経営の安定及び継続を図ることを目的として、予算の範囲内で令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付対象となる者（第3条及び第5条において「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に事業所を有する法人又は個人で、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条各号のいずれかに該当する小規模事業者であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者のうち同項第2号の店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けた者

ロ イに掲げる者のほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると町長が認める者

(2) 次に掲げる小規模事業者の区分に応じ、感染拡大防止特別集中期間（令和3年9月11日付け山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部協力要請に掲げる感染拡大防止特別集中期間（令和3年8月20日から令和3年9月15日まで）をいう。）のいずれかの日を含む1月（以下この条において「対象月」という。）の売上の額が、それぞれ次に掲げる期間の売上の額と比較して10分の3以上減少していること。

イ 令和2年9月2日から令和3年8月1日までの間に設立された法人又は開業した個人（以下この条及び第5条において「新規創業者」という。） 設立又は開業の月から令和3年8月までのいずれかの月の売上の額

ロ 新規創業者以外の小規模事業者 令和元年又は令和2年の対象月と同じ期間の売上の額。ただし、これによりがたい場合は、令和元年又は令和2年の売上の額を12で除した額とする。

(3) 厚生労働省が公表した新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例

に基づき感染拡大の防止に努めること。

(4) 給付金の交付を受けた後も給付の対象となった事業所において引き続き事業を継続する意思があること。

(5) 町税等（個人の場合は、国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

（給付金の額等）

第3条 給付金の額は、一の給付対象者につき10万円とする。

2 給付金の交付は、一の給付対象者につき1回限りとする。

（給付金の交付申請）

第4条 規則第4条に規定する交付申請書（次条において「交付申請書」という。）は、令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、令和3年12月10日までに町長に提出しなければならない。

（実績報告、額の確定通知の特例等）

第5条 規則第13条の規定による実績報告書は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

(1) 売上高比較表（様式第2号）

(2) 売上の額が10分の3以上減少していることが分かる書類

(3) 新規創業者の場合は、履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届出書（受理されたものに限る。）の写し

(4) 給付金の振込先が分かる預金通帳等の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、交付申請書及び前項の規定による書類の提出があつた場合は、規則第5条第1項の規定による給付金の交付の決定をしたときはその決定額をもって規則第14条の規定による給付金の確定額とし、令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金交付決定及び交付額確定通知書（様式第3号）により、交付しないことの決定をしたときは令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金不承認通知書（様式第4号）により当該給付金の交付の申請をした給付対象者にこれを通知するものとする。

（給付金の取消し）

第6条 町長は、規則第5条第1項の規定により給付金の交付の決定を受けたもの（第8条において「給付事業者」という。）が、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたと認めるときは、当該給付金の交付の決定を取り消すことができる。

2 規則第16条第3項の規定による給付金の交付決定の取消しの通知は、令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（給付金の返還）

第7条 規則第17条の規定により給付金の返還を命ずる額は、全額とし、令和3年度庄内町小規模事業者事業継続応援給付金返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

（調査等）

第8条 町長は、この要綱に定める給付金に関し必要があると認めるときは、給付事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。